

国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考												
<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 組織</p> <p>(大学院)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本学の大学院(以下「本学大学院」という。)に、次の研究院、学府及び研究科を置く。</p> <p>農学研究院 工学研究院 工学府 農学府 生物システム応用科学府 連合農学研究科 <u>技術経営研究科</u></p> <p>(学内施設)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="176 1082 707 1321"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性未来育成機構</td> </tr> <tr> <td>アグロイノベーション高度人材養成センター</td> </tr> <tr> <td>環境リーダー育成センター</td> </tr> <tr> <td>イノベーション推進機構</td> </tr> <tr> <td>テニユアトラック推進機構</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務組織)</p> <p>第10条 本部、農学府、工学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科、<u>技術経営研究科</u>、<u>農学部</u>及び<u>工学部</u>に事務組織を置く。</p>	組織及び施設の名称	女性未来育成機構	アグロイノベーション高度人材養成センター	環境リーダー育成センター	イノベーション推進機構	テニユアトラック推進機構	<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 組織</p> <p>(大学院)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本学の大学院(以下「本学大学院」という。)に、次の研究院、学府及び研究科を置く。</p> <p>農学研究院 工学研究院 工学府 農学府 生物システム応用科学府 連合農学研究科 (削る)</p> <p>(学内施設)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1072 1082 1397 1321"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性未来育成機構</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>環境リーダー育成センター</td> </tr> <tr> <td>イノベーション推進機構</td> </tr> <tr> <td>テニユアトラック推進機構</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務組織)</p> <p>第10条 本部、農学府、工学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科、<u>農学部</u>及び<u>工学部</u>に事務組織を置く。</p>	組織及び施設の名称	女性未来育成機構	(削る)	環境リーダー育成センター	イノベーション推進機構	テニユアトラック推進機構	
組織及び施設の名称														
女性未来育成機構														
アグロイノベーション高度人材養成センター														
環境リーダー育成センター														
イノベーション推進機構														
テニユアトラック推進機構														
組織及び施設の名称														
女性未来育成機構														
(削る)														
環境リーダー育成センター														
イノベーション推進機構														
テニユアトラック推進機構														

第2章 通則

第1節 学年、学期及び休業日

(休業日)

第16条 休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 土曜日(技術経営研究科及び工学府産業技術専攻を除く。)
- (3)～(7) (略)

2～4 (略)

第3節 休学及び復学

(休学)

第22条 疾病その他特別の理由により3月以上修学することができない者は、当該学府長、連合農学研究科長及び技術経営研究科長(以下「学府長等」という。)又は学部長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、当該学府教授会、連合農学研究科教授会及び技術経営研究科教授会(以下「学府教授会等」という。)又は学部教授会の議を経て休学を命ずることができる。

第7節 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第32条 本学において、特定の事項について研究を志願する者がいるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該学府教授会等(技術経営研究科教授会を除く。)又は学部教授会において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 (略)

(博士特別研究生)

第32条の2 本学において、本学の博士(後期)課程修了後、引き続き特定の事項について研究を志願する者がいるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該学府教授会等(農学府及び技術経営研究科を除く。)において選考の上、博士特別研究生として入学を許可することができる。

2 (略)

(科目等履修生)

第2章 通則

第1節 学年、学期及び休業日

(休業日)

第16条 休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 土曜日(工学府産業技術専攻を除く。)
- (3)～(7) (略)

2～4 (略)

第3節 休学及び復学

(休学)

第22条 疾病その他特別の理由により3月以上修学することができない者は、当該学府長若しくは連合農学研究科長(以下「学府長等」という。)又は学部長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、当該学府教授会若しくは連合農学研究科教授会(以下「学府教授会等」という。)又は学部教授会の議を経て休学を命ずることができる。

第7節 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第32条 本学において、特定の事項について研究を志願する者がいるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該学府教授会等又は学部教授会において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 (略)

(博士特別研究生)

第32条の2 本学において、本学の博士(後期)課程修了後、引き続き特定の事項について研究を志願する者がいるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該学府教授会等(農学府を除く。)において選考の上、博士特別研究生として入学を許可することができる。

2 (略)

(科目等履修生)

<p>第33条 本学において、1又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該学府教授会、<u>技術経営研究科教授会又は学部教授会</u>において選考の上、科目等履修生として入学を許可することができるものとし、またその履修した者に対し、単位を与えることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8節 授業料、入学料及び検定料 (授業料の分納、授業料及び入学料の免除及び徴収の猶予)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 授業料の分納、授業料及び入学料の免除及び徴収猶予については、別に定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(検定料の免除)</p> <p>第39条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(授業料、入学料及び検定料の返付)</p> <p>第40条 納付した授業料、入学料及び検定料は、これを返付しない。ただし、次の各号の一に該当した場合には、納付した者の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 本学学部及び大学院の検定料を納付した者が、前条第1項の規定に該当した場合当該選抜に係る検定料相当額</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章 大学院 第1節 修士課程、博士課程及び専門職学位課程 (専門職学位課程)</p> <p>第46条の2 (略)</p> <p>2 専門職学位課程の<u>各専攻</u>における教育研究上の目的については、別に</p>	<p>第33条 本学において、1又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該学府教授会又は学部教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することができるものとし、またその履修した者に対し、単位を与えることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8節 授業料、入学料及び検定料 (授業料の分納、授業料及び入学料の免除及び徴収の猶予)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定による授業料の分納、授業料及び入学料の免除及び徴収猶予については、別に定める。</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、別に定める本学外国人留学生特待生制度による特待生の授業料及び入学料については、その全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>(検定料の免除)</p> <p>第39条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に定めるもののほか、別に定める本学外国人留学生特待生制度による特待生の本学大学院の検定料については、免除することができる。</u></p> <p>(授業料、入学料及び検定料の返付)</p> <p>第40条 納付した授業料、入学料及び検定料は、これを返付しない。ただし、次の各号の一に該当した場合には、納付した者の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 本学学部又は大学院の検定料を納付した者が、前条第1項又は<u>第3項</u>の規定に該当した場合当該選抜に係る検定料相当額</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章 大学院 第1節 修士課程、博士課程及び専門職学位課程 (専門職学位課程)</p> <p>第46条の2 (略)</p> <p>2 専門職学位課程の専攻における教育研究上の目的については、別に定</p>	
---	---	--

<p>定める。</p> <p>第2節 研究院、学府及び研究科 (学府及び技術経営研究科)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>技術経営研究科及び工学府産業技術専攻</u>の課程は、専門職学位課程とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3節 教員組織 (教員組織)</p> <p>第51条 工学府、農学府、<u>生物システム応用科学府(共同先進健康科学専攻を除く。)</u>及び<u>技術経営研究科</u>は、本学の教授、准教授、講師及び助教であって、当該学府又は<u>技術経営研究科</u>の教育を担当する資格を有する者がこれを担当する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5節 専攻及び収容定員 (専攻及び収容定員)</p> <p>第53条 工学府、農学府、<u>生物システム応用科学府、連合農学研究科及び技術経営研究科</u>に置く専攻及び収容定員は、別表第2のとおりとする。</p> <p>第6節 標準修業年限及び在籍年限 (標準修業年限)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>技術経営研究科及び工学府</u>の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。</p> <p>第7節 入学資格等 (入学資格)</p> <p>第56条 工学府及び<u>生物システム応用科学府</u>の博士前期課程並びに<u>農学府の修士課程並びに技術経営研究科及び工学府</u>の専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	<p>める。</p> <p>第2節 研究院、学府及び研究科 (学府)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 工学府産業技術専攻の課程は、専門職学位課程とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3節 教員組織 (教員組織)</p> <p>第51条 工学府、農学府及び<u>生物システム応用科学府(共同先進健康科学専攻を除く。)</u>は、本学の教授、准教授、講師及び助教であって、当該学府の教育を担当する資格を有する者がこれを担当する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5節 専攻及び収容定員 (専攻及び収容定員)</p> <p>第53条 工学府、農学府、<u>生物システム応用科学府及び連合農学研究科</u>に置く専攻及び収容定員は、別表第2のとおりとする。</p> <p>第6節 標準修業年限及び在籍年限 (標準修業年限)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 工学府の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。</p> <p>第7節 入学資格等 (入学資格)</p> <p>第56条 工学府及び<u>生物システム応用科学府</u>の博士前期課程、<u>農学府の修士課程並びに工学府</u>の専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	
--	--	--

<p>2 (略)</p> <p>(再入学者等の単位及び在学すべき標準期間の取扱い)</p> <p>第61条 第57条から第59条までの規定により各学府、<u>連合農学研究科又は技術経営研究科</u>に再入学、転入学又は編入学する者については、当該学府教授会、<u>連合農学研究科教授会又は技術経営研究科教授会</u>は、その者の既修得科目の全部又は一部を認定するとともに、入学後に履修しなければならない授業科目、修得しなければならない単位数及び在学すべき標準期間を定めるものとする。</p> <p>第9節 休学期間</p> <p>(休学期間)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2 休学期間は、工学府の博士前期課程、農学府の修士課程、生物システム応用科学府の博士前期課程、工学府の博士後期課程、生物システム応用科学府の博士後期課程、<u>連合農学研究科の博士課程又は技術経営研究科及び工学府の専門職学位課程</u>についてそれぞれ通算して2年を超えることができない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第10節 博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程における教育課程並びに履修方法</p> <p>(授業科目)</p> <p>第65条 各学府及び<u>技術経営研究科</u>は、専攻分野に応じて授業科目を開設する。</p> <p>2 授業科目及びその単位数については、当該学府及び<u>技術経営研究科</u>が別に定める。</p> <p>(教育課程及び履修方法)</p> <p>第66条 教育課程は、工学府の博士前期課程、農学府の修士課程、生物システム応用科学府の博士前期課程並びに<u>技術経営研究科及び工学府の専門職学位課程</u>の専攻ごとに編成する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>技術経営研究科の学生は、在学期間中に第1項の教育課程に従い、所定の授業科目を履修して46単位以上を修得しなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 教育課程及び履修方法については、当該学府及び<u>技術経営研究科</u>が別に定める。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(再入学者等の単位及び在学すべき標準期間の取扱い)</p> <p>第61条 第57条から第59条までの規定により各学府又は<u>連合農学研究科</u>に再入学、転入学又は編入学する者については、当該学府教授会等は、その者の既修得科目の全部又は一部を認定するとともに、入学後に履修しなければならない授業科目、修得しなければならない単位数及び在学すべき標準期間を定めるものとする。</p> <p>第9節 休学期間</p> <p>(休学期間)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2 休学期間は、工学府の博士前期課程、農学府の修士課程、生物システム応用科学府の博士前期課程、工学府の博士後期課程、生物システム応用科学府の博士後期課程、<u>連合農学研究科の博士課程又は工学府の専門職学位課程</u>についてそれぞれ通算して2年を超えることができない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第10節 博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程における教育課程並びに履修方法</p> <p>(授業科目)</p> <p>第65条 各学府は、専攻分野に応じて授業科目を開設する。</p> <p>2 授業科目及びその単位数については、当該学府が別に定める。</p> <p>(教育課程及び履修方法)</p> <p>第66条 教育課程は、工学府の博士前期課程、農学府の修士課程、生物システム応用科学府の博士前期課程及び工学府の専門職学位課程の専攻ごとに編成する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 教育課程及び履修方法については、当該学府が別に定める。</p>	
---	--	--

<p>(履修科目の登録の上限) 第 66 条の 2 <u>技術経営研究科及び工学府産業技術専攻は、</u> 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 年又は 1 学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限を定めるものとする。</p> <p>(成績評価基準) 第 66 条の 3 <u>技術経営研究科は、</u> 学生に対して、授業の方法及び内容、1 年間の授業計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 <u>技術経営研究科は、</u> 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。</p> <p>第 12 節 課程修了及び学位 (専門職学位課程の修了) 第 74 条の 2 <u>技術経営研究科又は工学府の専門職学位課程に標準修業年限以上在学し、</u> 専攻の教育課程に従い第 66 条第 3 項又は第 4 項に規定する単位の修得その他教育課程を履修した者については、<u>当該研究科又は</u> 学府教授会の議を経て、<u>当該研究科長又は学府長が</u> 課程の修了を認定し、学長がこれを認証する。ただし、在学期間に関しては、第 79 条の規定により、<u>当該研究科又は学府に</u> 入学する前に修得した単位(学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を<u>当該研究科において</u> 修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により<u>当該研究科又は学府の</u> 教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で<u>当該研究科又は学府が</u> 定める期間在学したものとみなすことができる。</p> <p>(学位の授与) 第 75 条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者に、別に定めるところにより次の学位を授与する。</p> <table border="0"> <tr> <td>工学府の博士前期課程</td> <td>修士(工学)又は修士(学術)</td> </tr> <tr> <td>工学府の博士後期課程</td> <td>博士(工学)又は博士(学術)</td> </tr> <tr> <td>農学府の修士課程</td> <td>修士(農学)又は修士(学術)</td> </tr> <tr> <td>生物システム応用科学府の博士前期課程</td> <td>修士(工学)、修士(農学)又は修士(学術)</td> </tr> <tr> <td>生物システム応用科学府の博士後期課程</td> <td>博士(工学)、博士(農学)、博士(学術)又は博士(生命科学)</td> </tr> <tr> <td>連合農学研究科の博士課程</td> <td>博士(農学)又は博士(学術)</td> </tr> </table>	工学府の博士前期課程	修士(工学)又は修士(学術)	工学府の博士後期課程	博士(工学)又は博士(学術)	農学府の修士課程	修士(農学)又は修士(学術)	生物システム応用科学府の博士前期課程	修士(工学)、修士(農学)又は修士(学術)	生物システム応用科学府の博士後期課程	博士(工学)、博士(農学)、博士(学術)又は博士(生命科学)	連合農学研究科の博士課程	博士(農学)又は博士(学術)	<p>(履修科目の登録の上限) 第 66 条の 2 工学府産業技術専攻は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 年又は 1 学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限を定めるものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>第 12 節 課程修了及び学位 (専門職学位課程の修了) 第 74 条の 2 工学府の専門職学位課程に標準修業年限以上在学し、専攻の教育課程に従い第 66 条第 3 項に規定する単位の修得その他教育課程を履修した者については、<u>工学府教授会</u>の議を経て、<u>工学府長が</u> 課程の修了を認定し、学長がこれを認証する。ただし、在学期間に関しては、第 79 条の規定により、<u>当該専攻に</u> 入学する前に修得した単位(学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を<u>当該専攻において</u> 修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により<u>当該専攻の</u> 教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で<u>工学府が</u> 定める期間在学したものとみなすことができる。</p> <p>(学位の授与) 第 75 条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者に、別に定めるところにより次の学位を授与する。</p> <table border="0"> <tr> <td>工学府の博士前期課程</td> <td>修士(工学)又は修士(学術)</td> </tr> <tr> <td>工学府の博士後期課程</td> <td>博士(工学)又は博士(学術)</td> </tr> <tr> <td>農学府の修士課程</td> <td>修士(農学)又は修士(学術)</td> </tr> <tr> <td>生物システム応用科学府の博士前期課程</td> <td>修士(工学)、修士(農学)又は修士(学術)</td> </tr> <tr> <td>生物システム応用科学府の博士後期課程</td> <td>博士(工学)、博士(農学)、博士(学術)又は博士(生命科学)</td> </tr> <tr> <td>連合農学研究科の博士課程</td> <td>博士(農学)又は博士(学術)</td> </tr> </table>	工学府の博士前期課程	修士(工学)又は修士(学術)	工学府の博士後期課程	博士(工学)又は博士(学術)	農学府の修士課程	修士(農学)又は修士(学術)	生物システム応用科学府の博士前期課程	修士(工学)、修士(農学)又は修士(学術)	生物システム応用科学府の博士後期課程	博士(工学)、博士(農学)、博士(学術)又は博士(生命科学)	連合農学研究科の博士課程	博士(農学)又は博士(学術)	
工学府の博士前期課程	修士(工学)又は修士(学術)																									
工学府の博士後期課程	博士(工学)又は博士(学術)																									
農学府の修士課程	修士(農学)又は修士(学術)																									
生物システム応用科学府の博士前期課程	修士(工学)、修士(農学)又は修士(学術)																									
生物システム応用科学府の博士後期課程	博士(工学)、博士(農学)、博士(学術)又は博士(生命科学)																									
連合農学研究科の博士課程	博士(農学)又は博士(学術)																									
工学府の博士前期課程	修士(工学)又は修士(学術)																									
工学府の博士後期課程	博士(工学)又は博士(学術)																									
農学府の修士課程	修士(農学)又は修士(学術)																									
生物システム応用科学府の博士前期課程	修士(工学)、修士(農学)又は修士(学術)																									
生物システム応用科学府の博士後期課程	博士(工学)、博士(農学)、博士(学術)又は博士(生命科学)																									
連合農学研究科の博士課程	博士(農学)又は博士(学術)																									

<p>技術経営研究科及び工学府の 技術経営修士(専門職) 専門職学位課程</p> <p>2 (略)</p> <p>第13節 他の大学院における授業科目の履修等 (他の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第76条 (略)</p> <p>2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて、10単位(技術経営研究科にあつては16単位)を超えない範囲で、第66条第2項、<u>第3項、第4項</u>又は第71条第2項に規定する単位数に算入することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>(休学期間中の授業科目の履修等)</p> <p>第76条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて、10単位(技術経営研究科にあつては16単位)を超えない範囲で、第66条第2項、<u>第3項、第4項</u>又は第71条第2項に規定する単位数に算入することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(留学等)</p> <p>第78条 学生は、第76条第3項及び前条第2項の規定に基づき、修学又は研究指導を受けようとするときは、当該学府長等を経て、学長に願い出なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>工学府の専門職学位課程 技術経営修士(専門職)</p> <p>2 (略)</p> <p>第13節 他の大学院における授業科目の履修等 (他の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第76条 (略)</p> <p>2 前項の規定により <u>本学大学院(工学府産業技術専攻を除く。以下この項において同じ。)</u>において修得したものとみなすことができる単位数は、次条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて、10単位を超えない範囲で、第66条第2項又は第71条第2項に規定する単位数に算入することができる。</p> <p>3 <u>第1項の規定により工学府産業技術専攻において修得したものとみなすことができる単位数は、次条第1項及び第79条第1項の規定により当該専攻において修得したものとみなす単位数と合わせて、第66条第3項に規定する単位数の2分の1を超えない範囲で、同項に規定する単位数に算入することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(休学期間中の授業科目の履修等)</p> <p>第76条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定により <u>本学大学院(工学府産業技術専攻を除く。以下この項において同じ。)</u>において修得したものとみなすことができる単位数は、前条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて、10単位を超えない範囲で、第66条第2項又は第71条第2項に規定する単位数に算入することができる。</p> <p>3 <u>第1項の規定により工学府産業技術専攻において修得したものとみなすことができる単位数は、前条第1項及び第79条第1項の規定により当該専攻において修得したものとみなす単位数と合わせて、第66条第3項に規定する単位数の2分の1を超えない範囲で、同項に規定する単位数に算入することができる。</u></p> <p>(留学等)</p> <p>第78条 学生は、第76条第4項及び前条第2項の規定に基づき、修学又は研究指導を受けようとするときは、当該学府長等を経て、学長に願い出なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	
--	--	--

(入学前の既修得単位の認定)

第79条 (略)

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位は、編入学、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位(技術経営研究科にあつては16単位)を超えない範囲で、第66条第2項、第3項、第4項又は第71条第2項に規定する単位に算入することができる。

(新設)

(特別研究学生)

第81条 (略)

2 前項の願い出があつたときは、学長は、当該学府教授会等(技術経営研究科教授会を除く。)の議を経て、特別研究学生としてこれを許可することができる。

第4章 学部

第9節 他の大学等における授業科目の履修等

(特別聴講学生)

第111条 (略)

2 前項の願い出があつたときは、学長は当該学部教授会(東京農工大学科学技術短期留学プログラムに係る場合にあつては、留学生センター運営委員会)の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

別表第2(第53条関係)

学府等名	専攻名	博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程		博士後期課程	
		入学定員(人)	総定員(人)	入学定員(人)	総定員(人)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(入学前の既修得単位の認定)

第79条 (略)

2 前項の規定により本学大学院(工学府産業技術専攻を除く。以下この項において同じ。)において修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えない範囲で、第66条第2項又は第71条第2項に規定する単位数に算入することができる。

3 第1項の規定により工学府産業技術専攻において修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専攻において修得した単位以外のものについては、第76条第1項及び第76条の2第1項の規定により当該専攻において修得したものとみなす単位数と合わせて、第66条第3項に規定する単位数の2分の1を超えない範囲で、同項に規定する単位数に算入することができる。

(特別研究学生)

第81条 (略)

2 前項の願い出があつたときは、学長は、当該学府教授会等の議を経て、特別研究学生としてこれを許可することができる。

第4章 学部

第9節 他の大学等における授業科目の履修等

(特別聴講学生)

第111条 (略)

2 前項の願い出があつたときは、学長は当該学部教授会(東京農工大学科学技術短期留学プログラムに係る場合にあつては、国際センター運営委員会)の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

別表第2(第53条関係)

学府等名	専攻名	博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程		博士後期課程	
		入学定員(人)	総定員(人)	入学定員(人)	総定員(人)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

技術経営 研究科	技術リスクマネ ジメント専攻※	40	80	二	二	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	計	40	80	二	二	合計		623	1246	133	399
	合計	623	1246	133	399	(削る)					

※技術経営研究科の定員については合計数に含めない。

附 則（教規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第39条、第39条の3及び第40条の改正規定は、平成26年3月17日から施行し、平成26年10月1日以降に入学する者から適用する。